

議案第59号

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年12月17日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合には」を削り、「、12月に支給する場合には」を「」とあるのは「100分の165」と、「」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改める。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の規定は平成30年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>第1条関係</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">374,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">422,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">472,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">533,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">608,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">710,000</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">830,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>第1条関係</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">373,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">421,000</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">471,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">532,000</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">607,000</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">709,000</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">829,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	373,000	2	421,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000
号給	給料月額（円）																																
1	374,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額（円）																																
1	373,000																																
2	421,000																																
3	471,000																																
4	532,000																																
5	607,000																																
6	709,000																																
7	829,000																																

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第2条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>